

注意事項

自動車保管場所届出書の記載例

- 消すことのできるボールペンの使用はしないでください。
- この書類を申請者本人以外の方が作成した場合は、行政書士法違反となる場合があります。
- 申請内容に不明な点がある場合は、必要な書面を求める場合があります。
- 軽自動車を取得した場合の車庫の届出及び登録自動車や軽自動車の車庫だけを変更（使用の本拠の位置は変更しない）した場合に必要な届出です。
- 軽自動車の保管場所の届出はナンバー取得した後速やかに行ってください。また、軽自動車（届出義務の適用地域のみ）登録自動車を問わず、車庫だけを変更した場合は、15 日以内の届出が義務付けられています。

①車名

トヨタ、ニッサンなどはカタカナで「三菱」は漢字で記入してください。

②型式

届出時に必ず記入してください。

③車台番号

車台番号欄は、届出時に記入されていなくても、受付ますが交付時までに記入されないと交付できません。

⑧所有形態

申請する保管場所の所有者について○を付けます。
○申請者所有—自己単独所有に○印をつけ「自認書」を添付してください。
○他人所有 —その他に○印をつけ、「保管場所使用承諾証明書」「保管場所契約書の写し」等を添付してください。
○共 有 地—共有に○印をつけ、共有者全員の承諾書を添付してください。

自 動 車 保 管 場 所 届 出 書（新規・変更）				自動車の区分	登録・軽
①車名	②型 式	③車 台 番 号	④自 動 車 の 大 き さ		
ス ス キ	S Z K - A L T 2 0 0 8	W R C - 0 0 7 1 9 1 9	長 さ 3 3 9センチメートル 幅 1 4 7センチメートル 高 さ 1 4 9センチメートル		
⑤自動車の使用の本拠の位置		名古屋市中区三の丸1丁目1番1号 丸の内荘117号			
自 動 車 の 保 管 場 所 の 位 置		名古屋市中区三の丸3丁目110号 丸の内パーキング No. 7 (変更前)			
⑥※保管場所標章番号		0063007190			
上記の事項について届出します。 中 警察署長 殿 于 (465-1234) 令和 ○年 ○月 ○日 住 所 名古屋市中区三の丸1丁目1番1号 丸の内荘117号 ⑦ 届出者 (052) 951局0000番 氏 名 木の葉 太郎					

備考（省略）

⑧自己単独所有・その他 共有	⑨自動車登録番号	⑩連絡先
----------------	----------	------

⑨自動車登録番号

届出をする車両の登録番号を記入してください。
軽自動車についてナンバー取得前に届出される場合は、判明した時点で警察署へその番号を連絡してください。

⑩連絡先

届出内容についてお尋ねできる連絡先（氏名、住所、電話番号）を記入してください。

数字とローマ字をはっきり区別して書いて下さい。
ゼロ オー ディー イチ アイ ニ セット ハチ ビー ブイ ユー
0とO又はD、1とI、2とZ、8とB、VとU

④自動車の大きさ

自動車の大きさは、センチメートル単位で正しく記入してください。

⑤使用の本拠の位置

《個人の場合》
実際に居住する場所の所在地を記入します。
通常住民票の住所と同じです。
《法人の場合》
実際に営業を行う事業所の所在地となります（本社、支社等の所在地）。通常、役員の自宅や社員寮等は、使用の本拠となりません。
※ 申請者の住所と使用の本拠の位置が異なる場合、使用の本拠を疎明する書面（事業証明の写し等）の提出をお願いします。（提出については任意。）

⑥保管場所標章番号

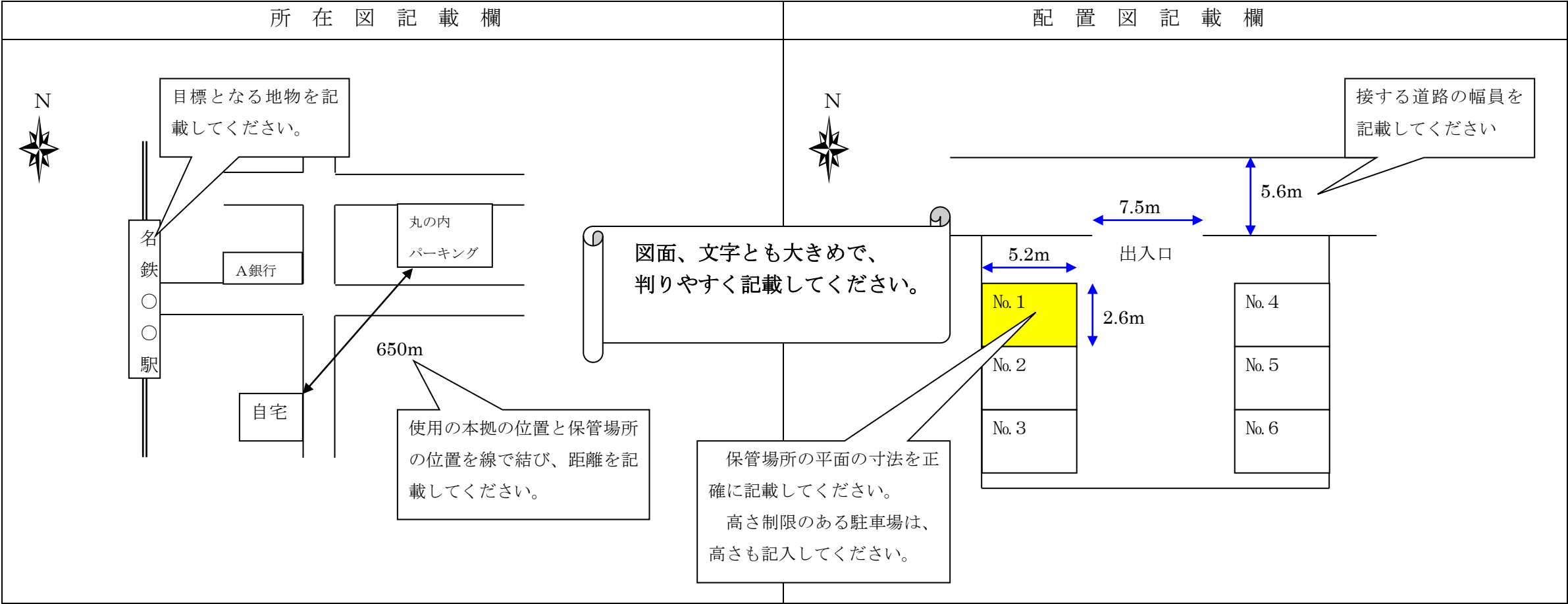
自動車の買い換え等で、使用の本拠の位置と保管場所の位置のいずれも旧自動車と同一か、届出日の前15日以内まで旧自動車の保管場所とされていた場合は、旧自動車の保管場所標章番号を記載することにより所在図を省略することができます

⑦申請者

《個人の場合》
住民票又は印鑑証明書の住所と氏名を記入してください。
《法人の場合》
登記簿又は印鑑証明書に記載されている所在地・法人名・代表者名を記載してください。
※押印の必要はありません。

保管場所の所在図・配置図の記載例

- 次に掲げる場合は、「所在図」のみ記載を省略することができます、「配置図」はいずれの場合も省略はできません。
- 自動車保管場所証明の場合
- 使用の本拠の位置が保管場所の位置と同一であるとき。
 - 自動車の買い替えの際、使用の本拠の位置と保管場所の位置が旧自動車と同一であるとき。
(この場合、申請書に旧自動車の保管場所標章番号を必ず記載してください。)
- ※ただし、警察署長が保管場所の付近の目標となる地物、及びその位置を知るために特に必要があると認めるときは所在図の提出を求めています。
- 軽自動車の届出の場合
- 使用の本拠の位置が保管場所の位置と同一であるとき。
 - 自動車の買い替えの際、使用の本拠の位置と保管場所の位置が旧自動車と同一であるか、届出日の前 15 日以内まで旧自動車を保有していたとき。
(この場合、届出書に旧自動車の保管場所標章番号を必ず記載してください。)



備考 省略